

## 断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等

(沿革) 平成25年12月27日経済産業省告示第270号(制定)  
平成26年11月28日経済産業省告示第236号(一部)

### 1 判断の基準

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第23条の2第1号に規定する断熱材(以下「断熱材」という。)の製造、加工又は輸入の事業を行う者(以下「熱損失防止建築材料製造事業者等」という。)は、目標年度(平成34年4月1日に始まり平成35年3月31日に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷する断熱材の熱損失防止性能(3に定める方法により測定した値をいう。以下同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷面積により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準熱損失防止性能を上回らないようにすること。

区分	区分名	基準熱損失防止性能
押出法ポリスチレンフォームを用いた断熱材	押出法ポリスチレンフォーム断熱材	0.03232
ガラス繊維(グラスウールを含む。以下同じ。)を用いた断熱材	グラスウール断熱材	0.04156
スラグウール又はロックウールを用いた断熱材	ロックウール断熱材	0.03781

### 2 表示事項等

#### 2-1 表示事項

断熱材の熱損失防止性能に関し、熱損失防止建築材料製造事業者等は、次の事項を表示すること。

- イ 品名又は形名
- ロ 区分名
- ハ 熱損失防止性能
- ニ 熱損失防止建築材料製造事業者等の氏名又は名称

#### 2-2 遵守事項

- (1) 2-1ハに掲げる熱損失防止性能は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)別表第6第1号下欄に掲げる数値を有効数字2桁以上で表示すること。
- (2) 2-1に掲げる表示事項の表示は、次の箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。
  - イ 断熱材(包装材を含む。)の見やすい箇所
  - ロ 断熱材の性能に関する表示のあるカタログ又は断熱材の選定に当たり熱損失防止建築材料製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所

### 3 熱損失防止性能の測定方法

1の熱損失防止性能は、日本工業規格A9521(2014)に規定する方法により測定した熱伝導率とする。

附 則(平成25年12月27日経済産業省告示第270号)

この告示は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。ただし、2の規定は、平成二十七年七月一日から施行する。

附 則(平成26年11月28日経済産業省告示第236号)

この告示は、公布の日から施行する。